

第61回 佐用町議会〔定例〕会議録 (第5日)

平成26年9月30日(火曜日)

| | | | | |
|---------------|-----|--------|-----|-------|
| 出席議員 (14名) | 1番 | 加古原 瑞樹 | 2番 | 千種 和英 |
| | 3番 | 小林 裕和 | 4番 | 廣利 一志 |
| | 5番 | 竹内 日出夫 | 6番 | 石堂 基 |
| | 7番 | 岡本 義次 | 8番 | 金谷 英志 |
| | 9番 | 山本 幹雄 | 10番 | 岡本 安夫 |
| | 11番 | 矢内 作夫 | 12番 | 西岡 正 |
| | 13番 | 平岡 きぬゑ | 14番 | 石黒 永剛 |
| 欠席議員 (名) | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| 遅刻議員 (名) | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| 早退議員 (名) | | | | |
| | | | | |
| | | | | |

| | | | | |
|-----------------------------|-------------|---------|---------|---------|
| 事務局出席 職員職氏名 | 議会事務局長 | 舟 引 新 | 書 記 | 宇 多 雅 弘 |
| | | | | |
| 説明のため出席 した者の職氏名 (19名) | 町 長 | 庵 途 典 章 | 副 町 長 | 坪 内 頼 男 |
| | 教 育 長 | 勝 山 剛 | 総 務 課 長 | 鎌 井 千 秋 |
| | 企画防災課長 | 久 保 正 彦 | 税 務 課 長 | 加 藤 逸 生 |
| | 住 民 課 長 | 岡 本 隆 文 | 健康福祉課長 | 森 下 守 |
| | 農林振興課長 | 横 山 芳 己 | 商工観光課長 | 高 見 寛 治 |
| | 建 設 課 長 | 鎌 内 正 至 | 上下水道課長 | 上 野 耕 作 |
| | 生涯学習課長 | 平 井 隆 樹 | 天文台公園長 | 和 田 進 |
| | 上月支所長 | 中 石 嘉 勝 | 南光支所長 | 小 野 功 記 |
| | 三日月支所長 | 塚 崎 康 則 | 会 計 課 長 | 船 曳 寛 |
| | 教 育 課 長 | 坂 本 博 美 | | |
| | | | | |
| | | | | |
| 欠 席 者 (名) | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| 遅 刻 者 (名) | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| 早 退 者 (名) | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| 議 事 日 程 | 別 紙 の と お り | | | |

【本日の会議に付した案件】

- 日程第 1. 議案第 57 号 佐用町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について（委員長報告）
- 日程第 2. 議案第 58 号 佐用町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について（委員長報告）
- 日程第 3. 議案第 59 号 佐用町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について（委員長報告）
- 日程第 4. 認定第 1 号 平成 25 年度佐用町一般会計歳入歳出決算の認定について（委員長報告）
- 日程第 5. 認定第 2 号 平成 25 年度佐用町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について（委員長報告）
- 日程第 6. 認定第 3 号 平成 25 年度佐用町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について（委員長報告）
- 日程第 7. 認定第 4 号 平成 25 年度佐用町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について（委員長報告）
- 日程第 8. 認定第 5 号 平成 25 年度佐用町朝霧園特別会計歳入歳出決算の認定について（委員長報告）
- 日程第 9. 認定第 6 号 平成 25 年度佐用町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について（委員長報告）
- 日程第 10. 認定第 7 号 平成 25 年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について（委員長報告）
- 日程第 11. 認定第 8 号 平成 25 年度佐用町生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について（委員長報告）
- 日程第 12. 認定第 9 号 平成 25 年度佐用町西はりま天文台公園特別会計歳入歳出決算の認定について（委員長報告）
- 日程第 13. 認定第 10 号 平成 25 年度佐用町笹ヶ丘荘特別会計歳入歳出決算の認定について（委員長報告）
- 日程第 14. 認定第 11 号 平成 25 年度佐用町歯科保健特別会計歳入歳出決算の認定について（委員長報告）
- 日程第 15. 認定第 12 号 平成 25 年度佐用町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について（委員長報告）
- 日程第 16. 認定第 13 号 平成 25 年度佐用町石井財産区特別会計歳入歳出決算の認定について（委員長報告）
- 日程第 17. 認定第 14 号 平成 25 年度佐用町農業共済事業特別会計歳入歳出決算の認定について（委員長報告）
- 日程第 18. 認定第 15 号 平成 25 年度佐用町水道事業会計決算の認定について（委員長報告）
- 日程第 19. 閉会中の常任委員会所管事務調査について
- 日程第 20. 議員派遣について
-

午前 09 時 30 分 開議

議長（石黒永剛君） おはようございます。早朝よりお揃いでご出席を賜り、誠に御苦労さまでございます。

また、9月8日の開会日以来、本会議、常任委員会、決算特別委員会等にご出席をいた

だき、各慎重審議を賜り、誠に御苦労さまでした。

ただ今の出席議員数は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。
直ちに日程に入ります。

日程第 1. 議案第 57 号 佐用町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の
制定について（委員長報告）

議長（石黒永剛君） 日程第 1、議案第 57 号、佐用町家庭的保育事業等の設備及び運営
に関する基準を定める条例の制定についてを議題とします。

議案第 57 号については、所管の産業厚生常任委員会に審査を付託しておりますので、
委員長の審査報告を求めます。

産業厚生常任委員長、石堂 基君。

〔産業厚生常任委員長 石堂 基君 登壇〕

産業厚生常任委員長（石堂 基君） おはようございます。

今定例会において、当委員会に付託を受けておりました事件についての審査結果を、会
議規則第 73 条の規定により報告をさせていただきます。

審査経過につきましては、付託日 9 月 8 日。これに伴う審査日 9 月 16 日に審査を行っ
ています。

審査に関しまして出席者は、私石堂、加古原副委員長、廣利委員、岡本安夫委員、矢内
委員、西岡委員、平岡委員、そして議長です。

当局からの出席は、町長、副町長、総務課長、健康福祉課長、健康福祉課社会福祉推進
室長、子育て支援室副室長であります。

なお、事務局からは局長、局長補佐の出席であります。

議案第 57 号、佐用町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制
定について、まず、審査内容であります。今回の条例制定は、平成 27 年 4 月から始ま
る子ども・子育て支援新制度の施行にあたり、各町において家庭的保育事業などの地域型
保育事業の認可基準や施設型給付、それから地域型の保育給付等の対象確認の基準を条例
に定める必要が生じたことから提案されたものであり、その内容についても、先に配付さ
れました資料により詳細な追加説明が行われました。

主な質疑としましては、小規模保育事業における保育士の割合や基準内容が問われ、現
状での町内の保育園や認可保育園が、国の基準以上の配置を行っていることから、今回の
基準についても国の基準以上で設定している旨の説明が行われました。

また、事業所内保育事業に関連し、対象となる可能性が考えられる病院等の事業所に対
する制度の説明についても行われる旨の説明がありました。

次に主な意見であります。新制度の保育事業は、保育そのものを根底から変えるもの
であり、保護者や保育関係者に十分に周知されていない問題や小規模保育事業では、保育
士資格以外にも保育できる基準になっている点などの問題が指摘され、反対討論がありま
した。

次に審査結果であります。本委員会では、挙手、多数により、原案のとおり可決すべ
きものと決定をいたしました。

以上で、報告を終わります

議長（石黒永剛君） 産業厚生常任委員長の審査報告は終わりました。

続いて、委員長報告に対しての質疑及び、討論、採決を行います。

議案第 57 号について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありますか。ありませんか。

〔質疑なし〕

議長（石黒永剛君） ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。

これから、討論を行います。まず、原案に対して反対討論の方ありますか。

〔平岡君 挙手〕

議長（石黒永剛君） 平岡君。

13 番（平岡きぬゑ君） 議案第 57 号、佐用町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例に反対の立場から討論を行います。

法律の改正による国の基準は、定員規模が小さいことを理由に保育園と比べて保育者の資格要件の緩和などが盛り込まれ、その結果、施設、事業によって保育に格差が持ち込まれるものとなっています。

子供の数が少なければ資格がなくてもよい。あるいは半数でよいわけではなく、全ての事業で保育者は国家資格を持つ保育士とするべきです。

また、給食は自園調理が原則ですが、調理業務の委託や連携施設からの搬入も認めております。子供の健やかな成長、また、今、アレルギーやアトピーの子供が増える中で、アナフィラキシー症候群などの重大な事故も社会問題になっている中、給食については外部搬入を認めるのではなく、全て自園調理とすべきです。

さらに小規模保育などは、環境についても検討が必要で、ゼロ歳から 2 歳までの年齢の異なる子供を保育するためには、1 人当たりの面積基準に加え、食事や遊びなど生活スペースと、睡眠など年齢差を考慮した複数のスペース確保ができる基準が必要です。

ほかにも、この度の基準で連携施設の確保が求められておりますが、これは受け入れる側、受け入れられる側にとっても、また、子供にとっても大きな負担になることが懸念されます。

以上のように、全ての子供たちに必要な保育を保障する点から、また、子どもの権利保障という点から、子ども・子育て支援制度で示した国の基準は多くの問題があり、その基準をそのまま町の基準として定める本条例の制定については反対で、以上、反対討論いたします。

議長（石黒永剛君） 次に、賛成討論の方、ありますか。

〔加古原君 挙手〕

議長（石黒永剛君） はい、加古原君。

1 番（加古原瑞樹君） 議案第 57 号、佐用町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、賛成の立場で討論させていただきます。

この条例は、平成 24 年 8 月に制定されました子ども・子育て関連 3 法に関連するもの

で、来年4月からスタートする子ども・子育て支援制度の施行に備えて各自治体が家庭的保育事業など地域型保育事業の認可基準を定める必要があり、今回提出されたものです。

内容につきましては、提案説明や先日配付されました詳細な追加資料でご確認いただけるかと思いますが、反社会的勢力の排除条項以外は、国の基準に従うものであり、さらに言えば、今回、新たに設けられる家庭的保育事業や小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業などへの公的支援が充実されることになり、在宅での子育てなど全ての子育てニーズに対応できるものとなります。

このような観点からも、今回の条例はその必要性が十分に高いことを申し上げ、賛成の討論とさせていただきます。

議長（石黒永剛君） ほかに討論ありませんか。

ないようなので、これで本案についての討論を終結します。

これより議案第57号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

委員長の報告のとおり、可決することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（石黒永剛君） 挙手、多数です。よって議案第57号、佐用町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定については、原案のとおり可決されました。

日程第2．議案第58号 佐用町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について（委員長報告）

議長（石黒永剛君） 続いて、日程第2、議案第58号、佐用町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題とします。

議案第58号については、所管の産業厚生常任委員会に審査を付託しておりますので、委員長の審査報告を求めます。

産業厚生常任委員長、石堂 基君。

〔産業厚生常任委員長 石堂 基君 登壇〕

産業厚生常任委員長（石堂 基君） 失礼いたします。

先ほどの案件に引き続きまして、本定例会において当委員会に付託を受けておりました事件について審査報告をさせていただきます。

審査経過及び審査に関連する出席者等については、先ほど報告をさせていただきました議案第57号と同様でありますので、省略をさせていただきます。

今回、報告をさせていただきます議案第58号、佐用町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定についてであります。

まず、審査内容としましては、今回の条例制定は、議案第57号と同様に、来年4月から始まる子ども・子育て支援新制度の施行にあたり、各町において特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を条例に定める必要が生じたことから提案され、その内容についても、先ほど配付されました資料により詳細な説明が行われました。

主な質疑としましては、各施設の利用率等の代理受領について問われ、各施設の利用者

負担に影響するものでない旨の説明が行われました。

主な意見としましては、認定こども園等については、町の保育実施義務に基づかない施設となり、同じ地域で保育に格差が生じる可能性が指摘をされました。

こうした反対討論もありましたが、審査結果としまして本委員会では、挙手多数により、原案のとおり可決すべきものと決定をしました。

なお、審査内容及び意見等については、詳細を議事録のほうで確認いただけたと思いますので、よろしく願いいたします。

以上で、報告を終わります。

議長（石黒永剛君） 産業厚生常任委員長の審査報告は終わりました。

続いて、委員長報告に対しての質疑及び討論、採決を行います。

議案第 58 号について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

[質疑なし]

議長（石黒永剛君） ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。

これから、討論を行います。まず、原案に対し反対討論の方はありますか。

[平岡君 挙手]

議長（石黒永剛君） 平岡君。

13 番（平岡きぬゑ君） 議案第 58 号、佐用町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について、反対の立場から討論を行います。

法の改定により、市町村は保育の契約に介入できないため市町村の責任が後退し、保育の市場化に道が開かれることとなります。

そして、保育の利用に際して、市町村が保護者の就労等に応じて保育の必要性和必要量を認定し、利用調整は保護者の希望と優先度を考慮し、市町村が行うこととなります。

しかし、保育園以外の直接契約の施設については、その施設、事業者に応諾義務を課したものの利用定員を上回る申請があった場合、その施設事業者が選考を行うことになり、町が行う斡旋、調整、要請に対してできる限り協力しなければならないとしているだけです。これで、子供に必要な保育時間が認定されるのか。利用の希望に沿った調整がなされるのか。希望がかなわなかった場合には、市町村はどうするかなど、市町村が十分な利用調整ができるのか。

また、施設利用者が選考を行うこと。すなわち、施設事業者が契約相手を選ぶことになり、保護者とのトラブル、障害児や過去の保育料を滞納した経験のある子供などが排除されかねない懸念もされることです。

また、幼保連携型認定こども園は、1号から3号認定まで多様な子供の保育時間の子供が入所するため、集団保育を行う上での支障となるなどの問題もあります。

さらに利用負担額の徴収について、保育料以外の実費及び上乗せ徴収は原則自由となります。施設事業者が、様々な保育を実施した場合、これらに要する費用を負担できる階層は利用できますが、そうでない階層は、必要があっても子供に習わせることができません。

保護者の所得が子供の保育の内容に直結することで、所得格差が保育格差となる仕組みです。保育の平等性の点から問題です。

また、子供たちにとっても利用できることと、できない子供が生まれ、子供の中に差別

が生まれます。全ての子供に平等な保育と公平な待遇を求めるとともに、公的な保育制度に、このような保育以外の上乗せ徴収を認めるべきではないと思います。

以上のようなことから、国の基準は、全ての子供たちに必要な保育を保障する点から、また、子どもの権利保障という点からも町の責任後退につながるもので、その基準をそのまま町の基準として定める本条例案については、反対いたします。

以上で、反対討論といたします。

議長（石黒永剛君） 次に、賛成討論の方ありませんか。

〔加古原君 挙手〕

議長（石黒永剛君） はい、加古原君。

1 番（加古原瑞樹君） 議案第 58 号、佐用町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について、賛成の立場で討論させていただきます。

この条例も、先ほどの議案第 57 号同様に、来年 4 月からスタートする、子ども・子育て支援新制度の施行に備えて、各自治体が特定教育・保育施設の運営基準及び特定地域型保育事業者への運営基準等を定める必要があり、今回提案されたものです。

この条例が制定されることにより、適切な内容で、特定教育・保育や特定地域型保育が提供され、多くの子供たちが健やかに成長するための環境が確保されるものであります。

以上の点を申し上げ、賛成の討論とさせていただきます。

議長（石黒永剛君） ほかに討論はありませんか。

ないようですので、これで本案についての討論を終結します。

これより議案第 58 号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。委員長の報告どおり、可決することに賛成の方、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（石黒永剛君） 挙手、多数です。よって議案第 58 号、佐用町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定については、原案のとおり可決されました。

日程第 3．議案第 59 号 佐用町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について（委員長報告）

議長（石黒永剛君） 続いて、日程第 3、議案第 59 号、佐用町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題とします。

議案第 59 号については、所管の総務常任委員会に審査を付託しておりますので、委員長の審査報告を求めます。

総務常任委員長、小林裕和君。

〔総務常任委員長 小林裕和君 登壇〕

総務常任委員長（小林裕和君） それでは、第 61 回佐用町議会において総務常任委員会に付託された案件の審査結果を報告させていただきます。

日時は、9月12日、午前9時半開会であります。

場所は、3階委員会室兼議員控室であります。

出席を求めた者は、委員各全員と、当局より、町長、副町長、総務課長、教育長、教育課長、教育課企画総務室長であります。事務局より、局長、局長補佐であります。

それでは、議長、町長の挨拶を受けた後、審査に入りました。

当局より追加説明を求め、本条例の制定の背景は、急速な少子化の進行、家庭や地域を取り巻く環境の変化に鑑み、子供たちが健やかに成長することのできる社会の実現に寄与するため、その子供や保護者への支援が総合的に提供されるよう、子ども・子育て関連3法が平成24年8月に公布され、今回は、その一つである関係法律の整備等に関する法律、児童福祉法の一部改正、施行に伴う改正後の児童福祉法第34条の8の2第1項で、市町村は、放課後児童健全育成事業の設備及び運営について、条例で基準を定めなければならないと規定されており制定するものですという説明がありました。

それから、附則の第3項の一部改正は、同様の趣旨で、佐用町学童保育条例の一部を改正するもので、施行日は、平成27年4月1日であります。

引き続き、各条文について、平成26年厚生労働省令第63号の放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を参酌すべきところ、及び基準に従うところについて説明がありました

質疑に入り、質疑と答弁については、要約して報告させていただきます。

条例制定については、どのように変わるのか。学童保育の対象が3年生までが6年生までとなり充実される。

衛生管理についての必要な措置を講ずるとあるがということ、学童保育は、夏休み等長期にわたる時もあり、弁当及びおやつを食することも衛生管理の基準を設けたと。

現在の学童保育条例の改定の中に、基準を入れる方法は取れなかったのか。できないことはないが、佐用町が主体となつてする学童保育と、民間の参入も想定し、学童保育の基準を明確にするため別途条例を設けた。

学童保育条例は時間を規定している。日時の指定については、どのような関連があるのか。学童保育を実施しようとした場合に最低基準で守るということである。

設置場所はどのようなところを想定しているのか。現在は、マリア幼稚園に委託しているが、効果的で安全を考えれば小学校、保育園を想定している。

条例制定に向けて、子ども・子育ての支援事業計画は立てたのか。将来の予測、ニーズも調査し、全体的な計画の中に盛り込んでいこうとしている。

交付金申請等の計画の進捗状況は。整備状況により段階的に進めていく。

料金についてはどうなのか。条例で規定する料金を適用する。

料金の滞納が出た場合どうするのか。現在は、滞納はないが、督促状も出しながら収納に努力していく。

児童支援員は学校教育法の資格を有する者となっている。補習的な授業も、ここでされるのか。この制度については保育という考え方であり、児童の安全等を考慮した場合、有資格者が適当と判断している、という質疑がありました。

質疑を終結し、討論に入り、討論なし。

採決に入り、採決の結果、全員賛成で議案第59号、佐用町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定については、原案のとおり可決となりました。

以上、付託案件の審査を終了し、10時15分閉会としました。

なお、委員会の審査の詳細については、事務局にあります会議録をご参照していただきたいと思います。

以上で、総務常任委員会の報告といたします。

議長（石黒永剛君） 総務常任委員長の審査報告は終わりました。

続いて、委員長報告に対しての質疑及び討論、採決を行います。

議案第59号について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

議長（石黒永剛君） ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。

これから、討論を行います。まず、原案に対し反対討論の方ありますか。賛成討論の方ありませんか。

〔討論なし〕

議長（石黒永剛君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。

これより議案第59号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。委員長の報告どおり、可決することに賛成の方、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（石黒永剛君） 挙手、全員です。よって議案第59号、佐用町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定については、原案のとおり可決されました。

-
- 日程第4．認定第1号 平成25年度佐用町一般会計歳入歳出決算の認定について（委員長報告）
- 日程第5．認定第2号 平成25年度佐用町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について（委員長報告）
- 日程第6．認定第3号 平成25年度佐用町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について（委員長報告）
- 日程第7．認定第4号 平成25年度佐用町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について（委員長報告）
- 日程第8．認定第5号 平成25年度佐用町朝霧園特別会計歳入歳出決算の認定について（委員長報告）
- 日程第9．認定第6号 平成25年度佐用町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について（委員長報告）
- 日程第10．認定第7号 平成25年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について（委員長報告）
- 日程第11．認定第8号 平成25年度佐用町生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について（委員長報告）

- 日程第 12. 認定第 9 号 平成 25 年度佐用町西はりま天文台公園特別会計歳入歳出決算の認定について（委員長報告）
- 日程第 13. 認定第 10 号 平成 25 年度佐用町笹ヶ丘荘特別会計歳入歳出決算の認定について（委員長報告）
- 日程第 14. 認定第 11 号 平成 25 年度佐用町歯科保健特別会計歳入歳出決算の認定について（委員長報告）
- 日程第 15. 認定第 12 号 平成 25 年度佐用町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について（委員長報告）
- 日程第 16. 認定第 13 号 平成 25 年度佐用町石井財産区特別会計歳入歳出決算の認定について（委員長報告）
- 日程第 17. 認定第 14 号 平成 25 年度佐用町農業共済事業特別会計歳入歳出決算の認定について（委員長報告）
- 日程第 18. 認定第 15 号 平成 25 年度佐用町水道事業会計決算の認定について（委員長報告）

議長（石黒永剛君） 続いて、日程第 4 ないし第 18 を一括議題とします。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石黒永剛君） ご異議なしと認めます。よってそのように決めます。
認定第 1 号ないし第 15 号については、所管の決算特別委員会に審査を付託しておりますので、決算特別委員長の審査報告を求めます。
決算特別委員長、平岡きぬゑ君。

〔決算特別委員長 平岡きぬゑ君 登壇〕

決算特別委員長（平岡きぬゑ君） 第 61 回定例会で決算特別委員会に審査を付託されました認定第 1 号から認定第 15 号について、審査結果の報告を行います。

決算特別委員会は、全員で構成し、平成 26 年 9 月 9 日、午前 9 時から午後 2 時 15 分までと、9 月 10 日、午前 9 時から午前 11 時 15 分まで開きました。

なお、本決算特別委員会に説明のため出席を求めた者は、町長、副町長、教育長及び各課長、各支所長、天文台公園長で、各審査項目においては、関係課の室長の出席を認めました。

また、塚崎三日月支所長が両日欠席、代理で副室長の出席を認めました。

一般会計、認定第 1 号、平成 25 年度佐用町一般会計歳入歳出決算の認定についてを審議いたしました。

財産に関する調書では、質疑として、公共用財産の決算年度中の増減額はに対し、答弁は、学校関係は、佐用小学校の屋外施設の設備で、佐用町民プール横のスクールバスの駐車場用地、また、江川小学校、中安小学校の閉校に伴い普通財産へ変更したこと。そのほか、長谷、石井、江川保育園の閉園で、普通財産に変更したなどの理由が示されました。

続いて、一般会計歳入。まず町税のところで質疑として、町税の町民税、個人、法人、固定資産税、軽四の不納欠損、滞納繰越について、何パーセント達成されたか。また、一番大きな金額は。そして、今後の見通しはについて質問が行われました。答弁として、滞納繰越分については、町税全体として、25 年度は 2,527 万円余りで、予算は、そのうち約 30 パーセント程度で 822 万 3,200 円。固定資産税では、分納計画を立て、毎月、定額

を入金、871万8,000円となっている。

さらに10款、地方税から35款、交通安全対策特別交付金についての質疑では、地方交付税の普通交付税の見通しについて、今回、先行的に支所に関する経費と人口密度の需要の割り増しや、標準団体の面積の拡大等についての見通しはに対して、答弁として、支所経費についての加算分、それは一本算定になってから。ほかについては、まだ具体的に詳細は出ていない。28年度から9割、7割、5割、3割、1割と段階的に減額されるものが緩和措置される。まだ具体的には細かい数字が決まったわけではないとの答弁がありました。

40款、分担金及び負担金、45款、使用料及び手数料について。

質疑として、児童福祉費負担金、不納欠損と収入未済についての質疑に対し、答弁として、保育料滞納分314万3,090円のうち193万8,410円が収納され、徴収率は、61.67パーセント。総額151万6,240円が26年度の滞納。6万3,600円の不納欠損は合併前から1件あり、平成18年に、合併直後に破産の手続きがされ、時効5年がたっており、不納欠損にしたと答弁がありました。

そのほか、この関係では、6件の質疑が行われています。

国庫支出金について、地域の元気臨時交付金の質問に対し、上月体育館のトップライトの修繕、それから笹ヶ丘公園の駐車場整備に使ったという答弁がありました。

その他の歳入では、質疑として、大規模太陽光発電施設用地の賃貸料について、答弁は、中山残土処分場に係る土地開発基金の運用で、それに伴って、年間502万7,000円という形にしたという回答がありました。

そのほか、この関係では、1件の質疑が行われています。

続いて、歳出に入り、一般会計歳出、総務費では、質疑は、人件費は前年に比べ減少している。その要因は、合併時の職員適正化から見てどうかという質問に対し、人件費は、職員の減が一番、25年度には西はりま消防の関係で41人が減少、人件費でなく負担金も出している。臨時特例の関係で、8,700万円ほど給与削減した。合併から、定員適正化計画を5年ごとに作成、職員の退職の3分の1程度の採用で、給与の減額、全体的に削減している。今年度、適正化計画を作成する。将来的には、250人程度になる。今、検討中という回答がありました。

そのほか、この関係では、11件の質問が出されております。

次に、民生費について質疑を行いました。

質疑で、学童保育事業は何人が利用し、それは増える傾向にあるのか。各地域での要望は。送迎の費用はの質問に対し、答弁として、通常は、毎月45人。夏季休暇で60人が利用している。送迎費用は、帰りは個人で送りはバスで対応しているとの答弁がありました。

20款、衛生費について質疑、にしはりま環境事務組合負担金が、前年度に比べ下がっているがその要因は。答弁として、資源化ごみは、にしはりまクリーンセンターで売り上げるが、その収入を搬入した量に応じて配分され、負担金と相殺される。結果的に負担金が減ったとの回答がありました。

このほか、この衛生費では、4件の質疑応答がありました。

次に、農林水産業費についてです。

質疑として、上月地域特産物直売所、南光ひまわり館、味わいの里三日月においての指定管理費の格差の根拠は。また、南光ひまわり館運営助成についての質疑に対し、指定管理費の差額については旧町時代の金額を引き継いでいる。また、南光ひまわり館運営の助成については、経営状況が困難なためひまわり油を精製する種の購入費用に充てている。喫茶コーナーの営業時間の変更や、従業員の勤務体系の変更とか努力している。前年度よ

りは改善しているので、今後も努力していくとの回答がありました。

この項では、ほかに5件の質疑が行われています。

次に、商工費について質疑を行いました。

質疑の中では、商工会助成金について、商工業者に対して、町独自の支援はしているかということで、答弁として、町独自の支援としては、災害時の利子補給など。商工会では、商工業者の相談、指導などを行っているとの答弁がありました。

この項では、ほかに1件の質疑が行われました。

35 款、土木費では、急傾斜崩壊対策事業負担金について、対象地の選択基準と規模について質疑がありました。弱者施設を優先的に行っているという回答のほか、詳しい回答が行われています。

この関係では、土木費の中でほかに1件の質疑がありました。

消防費についてです。

質問は、播磨科学公園都市消防業務負担金と西はりま消防組合負担金についての質疑が行われました。消防業務について、上郡から赤穂消防へ委託していること。播磨科学公園都市内にある消防署は矛盾があるので、解消する必要があるなどの回答が行われました。

消防関係では、ほかに1件の質疑が行われています。

次に、教育費についてです。

質疑としては、小学校の統廃合に伴う新制服の購入費助成について、学校によって価格が違うのか。制服以外の補助はあるのかの質疑に対し、制服、帽子、体操服が補助対象。各校区で制服組合があり、デザインは違うが、質的には同じぐらいのランクになっているとの回答がありました。

教育費関係では、そのほか6件の質疑が行われております。

その一つとして、この教育関係の中では、小学校費の使用料及び賃借料と中学校費の間で項をまたいでの流用で、会計上、問題があるのではないかとこの質問が行われ、答弁として、項が違うので人件費、共済費以外は流用できない。決算の訂正をするということの回答が、その1日目にはあったところです。

そのほかにも、教育には6件の質疑が行われています。

一般会計については、1日目は、決算委員会では一般会計歳入歳出決算の質疑を終結し、討論、採決を行いました。

原案に対し、反対討論が金谷委員からありました。

次に、賛成討論が、岡本安夫委員から行われ、表決を行い、その結果、認定第1号は、挙手多数で、原案のとおり認定されています。

続いて、2日目、9月10日に決算特別委員会を開きました。

冒頭に申しましたように、午前9時から開いております。終わったのは、午前11時15分です。

当日、開会后、副町長より1日目の決算委員会の中で、不適切な流用処理という委員の指摘について、経過説明とお詫びの発言がありました。

その箇所は、一般会計の小学校費から中学校費への3,914円の流用。それと、その後、決算等を精査する中で、介護保険特別会計の介護予防事業費の中で、包括的支援事業費655円の説明。655円の内容は、図書購入の予算不足を、項を越えて介護予防事業から包括的支援事業のほうに流用したという内容についての説明が行われました。

こうした事態に対し、再発防止に向けて職員の指導、徹底など、特にこの予算の基本原則と言われる220条の2号、ただし書の認識、そういうものも含めて予算の基本原則ということ徹底していきたいという話があり、お詫びがありました。

その後、休憩をとり議会運営委員会が開かれました。

その後、会議を再開し、矢内議会運営委員長から、議会運営委員会の検討内容について報告が行われました。

決算については、既に監査も通っております。誤字脱字等の場合を除き、これを直すことができないということで、検討させていただきました。皆様のご理解をいただきたいということで、今後、二度とこういった間違いがないように、しっかりと気をつけていただくということをお願いすることで、委員会は認めたいという報告が行われました。

それに対し、法令上、法的に決算上は間違いだったということを認められたと、踏まえた上で認められたのですかという確認の意見も出されているところです。

次に、特別会計について審査を行いました。

まず、認定第2号、平成25年度国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを審査しました。

質疑では、国民健康保険特別会計の歳出の変動について、歳入歳出の変動について、何が原因なのかとの質疑が行われ、答弁として、医療費の変動によって変わる。所得状況に応じて賦課している。2,800世帯、被保険者が4,863人で賦課している。1世帯当たりの調定額は14万1,000円で1人あたりは8万7,600円が平均。歳出の医療費を勘案する中で、国保税と各国・県の補助金の歳入を調整する中で、最終的に一般会計からの繰入、繰出で調整しているとの回答がありました。

この項では、ほかに5件の質疑が行われています。

同会計の質疑を終結し、討論を行いました。原案に反対討論が金谷委員からあり、次に、賛成討論が石堂委員からありました。

討論を終結し、認定第2号を採決し、採決の結果、挙手多数で、原案のとおり認定されました。

後期高齢者医療特別会計について、認定第3号、平成25年度後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についての審査を行いました。

まず、歳入についての質疑では、滞納繰越分の徴収率と最高額は。今後の見通しについて。1期から9期まで各項目について入っているの、どういう状況なのかとの質問に対し、滞納分の収納率は、23.86パーセント、最高額は65万4,000円。訪問や電話でお願いをしている。特別徴収については、予定どおり入っている。普通徴収は、口座振替が多いが、中には納付書により納付する人もいる。その中で、口座の残高不足もあるとの回答がありました。

このほか3件質疑が行われています。

歳出についての質疑を行いました。質疑はなく、討論を行い、原案に反対討論が金谷委員からありました。賛成討論はなく、認定第3号を採決し、採決の結果、挙手多数で、認定第3号、平成25年度後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定されました。

続いて、認定第4号、平成25年度介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを審査しました。

質疑では、滞納繰越について、質疑が行われました。回答として、滞納繰越の収納率は13.63パーセント、訪問や電話で呼びかけをしている。最高額は、42万3,000円。分納してもらっているが、現年分に追いつかない状況との回答がありました。

このほか、質疑が2件ありました。

続いて、歳出についての質疑を行いました。質疑はなく質疑を終結しています。

介護保険サービス事業勘定特別会計では、歳入について質疑を行いました。質疑はなく、質疑を終結。

歳出についての質疑もなく質疑を終結しました。

討論を行い、原案に反対討論が金谷委員からありました。

賛成討論はなく、討論を終結、認定第4号を採決し、挙手多数で認定第4号、平成25年度介護保険特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定されました。

続いて認定第5号、平成25年度朝霧園特別会計歳入歳出決算の認定についての審査を行いました。

歳入歳出ともに質疑はなく質疑を終結し、討論に入りましたが討論もなく、認定第5号を採決。挙手全員で、認定第5号、平成25年度朝霧園特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定されました。

続いて認定第6号、平成25年度簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを審査しました。

質疑として、滞納繰越について。回答は、88人、収納率19.5パーセント。最高額は72万円。催告、督促も行っている。分納も進めているとの回答がありました。

質疑を終結し、討論がなく採決に入りまして、挙手全員で、認定第6号、平成25年度簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定をされました。

続いて、認定第7号、平成25年度特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを審査いたしました。

質疑として、滞納繰越についての質疑が行われ、答弁は、収納率は10パーセント、108戸。最高額は、74万円。同じように収納の努力をしている。分担金は384万6,000円で、今年度の収入額はゼロです。これは、公共ますの設置は行っているが、未接続ということで加入金はもらっていない。

特定環境保全公共下水道については、ほかに1件の質疑が行われました。

歳出について、そのほかに質疑はなく、討論もありませんでした。

認定第7号を採決し、挙手全員で、認定第7号、平成25年度特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定されました。

続いて認定第8号、平成25年度生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について審査を行いました。

質疑として、使用料の滞納繰越についての質疑がありました。回答として、浄化槽使用料は、収納率は17.2パーセント、29戸。農業集落排水の使用料の徴収率は8パーセント、19戸。最高額は、合併浄化槽で28万円。農業集落排水では21万円との回答が行われています。

そのほかに、質問が2件ありました。

質疑を終結し、討論がなく、採決の結果、挙手全員で、認定第8号、平成25年度生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定されました。

続いて認定第9号、平成25年度西はりま天文台公園特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とし審査しました。

歳入についての質疑はなく、歳出についての質問がありました。

賃借料についての質疑があり、答えとして、グループ棟の土地を西河内集落より借りているためとの回答が行われました。

質疑を終結し、討論を行い、討論もなく採決をしました。

挙手全員で、認定第9号、平成25年度西はりま天文台公園特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定をされました。

続いて認定第10号、平成25年度笹ヶ丘荘特別会計歳入歳出決算の認定についてを審査しました。

歳入について質疑があり、一般会計から2,800万円の繰入があるが、どう考えるのかとの質疑に対し、運営面だけではなく、設備の老朽化に伴って改修の必要がある。この点

は、まだまだ増えてくる。経営についても利用者の増に向けて努力している。サッカーの合宿とか利用できるよう改修も視野に入れていく。指定管理についても、町が繰入しなくてはならないので、民間委託もできないとの回答がありました。

この件については、ほかに質疑が3件ありました。

質疑を終結し、討論を行い、討論がなく採決の結果、挙手全員で、認定第10号、平成25年度笹ヶ丘荘特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定されました。

続いて認定第11号、平成25年度歯科保健特別会計歳入歳出決算の認定についてを審査しました。

ここでの歳入についての質疑は、在宅寝たきり老人歯科保健事業受託料について質問が行われ、回答として、訪問日数は15日で、25年度の診療は64件。衛生指導は207件との回答がありました。

そのほかに質疑がなく、討論を行いました。討論もなく、採決に入り、認定第11号の採決は、挙手全員で原案のとおり認定されました。

認定第12号、平成25年度宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定についての審査に入りました。

質疑があり、宅地売払代金について残区画の販売努力は、最初買った人からは安くすると不満が出るかもしれないが、他に付加価値をつけてPRできないか。との質問に対し、売払の699万円は、長尾団地の1区画を販売した分。さよひめ団地1区画、広山2区画、長尾1区画については、今後、広報活動に努める。単価を下げると不満が出るので、付加価値をつけたり、PRの仕方を考えるとの回答がありました。

その後、質疑はなく、討論もなく、表決の結果、挙手全員で、原案のとおり認定されました。

続いて認定第13号、平成25年度石井財産区特別会計歳入歳出決算の認定についてを審議いたしました。

質疑なく、討論もなく、採決の結果、挙手全員で、認定第13号、平成25年度石井財産区特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定されました。

続いて認定第14号、平成25年度農業共済事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを審議しました。

一括しての質疑で質疑があり、共済事業収益と事業収益の家畜共済勘定が前年度で約1,200万円のマイナスになっているが、これはなぜかとの質問に対し、頭数が2,000頭以上おり病気が流行したり予測しにくい部分がある。25年度は198頭が死亡している。牛の死亡要因は特定しにくい、子牛の死亡が多いと考えられる。廃牛については、牛の死亡だけでなく乳牛の老化によるものも含まれるとの回答がありました。

質疑を終結し、討論に入りましたが、討論なく、表決に入り、認定第14号を採決しました。挙手全員で、認定第14号、平成25年度農業共済事業特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定されました。

続いて認定第15号、平成25年度水道事業会計決算の認定についてを審査しました。

一括して質疑を行い、質疑なく、質疑を終結し、討論もなく、認定第15号を採決し、挙手全員で、認定第15号、平成25年度水道事業会計決算の認定については、原案のとおり認定いたしました。

決算特別委員会に審査を付託されました案件は、全て終了し決算特別委員会を閉会しております。

委員会の議事録の全文は議会事務局で保管しており、閲覧できます。詳細を調べたいと思われる方は、議会事務局をご覧ください。

以上で、本決算特別委員会に付託を受けました決算審査の報告を終わります。

議長（石黒永剛君） 決算特別委員長の審査報告は終わりました。

それでは認定第1号から順次、委員長報告に対しての討論・採決を続けて行います。

まず認定第1号、平成25年度佐用町一般会計歳入歳出決算の認定について、討論を行います。原案に対し反対討論の方、ありますか。

〔金谷君 挙手〕

議長（石黒永剛君） はい、金谷君。

8番（金谷英志君） 認定第1号、平成25年度佐用町一般会計歳入歳出決算認定の反対討論を行います。

本決算は、福島第一原発事故後、原発撤退のための再生エネルギーの本格的な普及が強く求められている中、中山と上月地区町有地での間伐材を活用した太陽光発電設備の取り組みや、住宅用太陽光発電設置への補助制度の継続など、一定できる評価点も含まれております。

しかしながら、本決算全体には問題点があります。以下、その問題点を述べます。

第1は、デフレ不況の中、町内業者を応援する地域循環型の経済対策を求める声に答えきれていない点であります。地域経済への波及効果が抜群で、全国各地で取り組まれている住宅リフォーム制度を、町長は、経済効果は認めながらも、その導入はされませんでした。また、賃金単価を保障し、入札を適正化させる上で有効な公契約条例の制定もされませんでした。

第2に、町民の暮らしを応援する手立てであります。外出支援サービスは、利用者負担を軽減し、さよさよサービスの毎日運行をしないことを前提とした社協への移譲はやめ、町は、さよさよサービスの運営に責任を持つべきでした。一方、福祉タクシーについては、利用回数制限緩和など利用者の利便性の向上を図るべきでした。また、特定健診の受診率を引き上げる手立てを講じるとともに、従来の町ぐるみ健診を充実させた健康づくりへの支援も必要でした。文化スポーツの発展を支援するためにも、町民の公共施設使用料は減免すべきでした。町税の前納報奨金は段階的に縮小していますが、この復活やごみ袋の料金の引き下げ、町営住宅家賃の減免制度も取り組まれました。

次に、庁舎増改築に当たっての用地、建物の買収金額は、不動産鑑定士が評価しない不適正なものでした。そして、支所や出張所は、地域で課題解決ができる体制が必要で、住民票などの取り扱い業務は、利用者に配慮して時間延長を行うとともに、土日、祝日に対応できる体制とするべきでした。

第3は、子育て支援強化についてです。保育料の軽減や出生祝金制度の充実、学校給食の地元産食材の使用拡大と無料化、また、子供の医療費無料化年齢の引き上げや、教材費など学費への助成がなされませんでした。

第4は、産業振興の推進です。農業では特産品の育成を進め、JA、県農業改良普及センターとも連携した放棄田対策など、実効性のある産業振興への取り組みが必要でした。商工業では、商工振興の総合窓口は商工会任せではなく、町の業務として位置づけ、地元商工業者の声を、町の責任で直接、把握すべきでした。

また、中小企業振興条例を制定し、抜本的な商工業者への支援を行うべきでした。また、産業振興の一環として再生可能エネルギーの政策担当係をもうけ、技術・制度の研究に取り組むべきでした。

そして、本決算の会計処理は、地方自治法第220条に反する経費の流用が行われており違法なものであります。

以上、町民の負担軽減、暮らし応援、子育て支援、産業の振興に不十分な決算であることを指摘して反対討論といたします。

議長（石黒永剛君） 次は、賛成討論の方、ありますか。

〔岡本安君 挙手〕

議長（石黒永剛君） 岡本安夫君。

10 番（岡本安夫君） 10 番議席、岡本安夫です。

私は、認定第 1 号、平成 25 年度佐用町一般会計歳入歳出決算の認定について賛成の立場で討論いたします。

25 年度は安倍内閣の大胆な金融政策や 2020 年の東京オリンピック招致など明るい話題もあり、緩やかな経済成長を遂げているが、地方においては、実感するに至っていない。そのような中でも、実質収支 4,245 万円の黒字になった。

財政指数数値は 24 年度との比較において、将来負担率がマイナス 26.1 パーセントの 34.9 パーセントとなり、義務的経費比率もマイナス 5.4 パーセントの 40.1 パーセントとなるなど、財政運営に努力をされている。

自主財源の比率が 28 パーセントと、依然として 30 パーセントを切るところで、大型メガソーラー発電事業に着手するなど自主財源の確保にも取り組まれた。

少子化が進行する中で、教育においては学校・園の適正化など必ずしも住民に喜ばれないことでも、子供たちの将来を見つめ教育振興計画も実行されている。

本町の基幹産業の振興においては、佐用町森林資源活用計画を策定し、森林組合との連携による本格的な林業振興に取り組む姿勢も見られる。

今年は、庁舎の増改築も完成します。町長が 1 期目に公約された財政の安定と町民の一体感の醸成、さらに平成 21 年度災害からの復旧から復興への兆しがうかがえる決算だと評価します。

今後は、さらに監査委員の指摘された意見や決算委員会が出た意見を実行されることを望み賛成いたします。

議長（石黒永剛君） ほかに討論の方ありませんか。

ないようですので、これで本案についての討論を終結します。

これより認定第 1 号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。

認定第 1 号に対する委員長の報告は、認定であります。委員長の報告どおり、認定することに賛成の方、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（石黒永剛君） 挙手、多数です。よって認定第 1 号、平成 25 年度佐用町一般会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定されました。

続いて認定第 2 号、平成 25 年度佐用町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長報告に対する討論を行います。

まず、原案に対する反対の方、ありませんか。

〔金谷君 挙手〕

議長（石黒永剛君） 金谷君。

8 番（金谷英志君） 認定第 2 号、平成 25 年度国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定の反対討論を行います。

国保税は、24 年度に世帯当たり平均 13 万 4,550 円を 14 万 8,426 円に、1 万 3,876 円、10.3 パーセントも引き上げられました。当年度も高いまま据え置かれました。これは、国保会計に対する国の財政措置が大きく削減されてきたことが大きな要因ではありますが、国保は、社会保障制度であり、一般会計からの繰入で引き上げを抑えるべきでした。この引き上げにより国保税を払いたくても払えない、被保険者の滞納が増えていくという悪循環を生んでいます。

次に、特定健診の受診率目標を国は、平成 28 年度に 60 パーセント、保健指導は 45 パーセントとしています。健診は病気の予防、早期発見、早期治療、重症化予防など国保会計からの支出削減にもつながります。健康診断体制の強化に取り組むべきでした。

以上、問題点を指摘して反対討論といたします。

議長（石黒永剛君） 次に、賛成討論の方、ありますか。

〔石堂君 挙手〕

議長（石黒永剛君） 石堂君。

6 番（石堂 基君） 認定第 2 号、平成 25 年度佐用町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について賛成の立場で討論をさせていただきます。

平成 25 年度国保会計においては、保険給付費が 15 億 7,900 万円、24 年度ベースより 7,300 万円程度増加し、その中であって会計の運用に相当の苦慮のあったものと思われま。このような中、対前年増 2,748 万円の一般会計からの繰入 1 億 8,100 万円も行い、加入者の負担軽減を図りながら実質収支を 320 万円の黒字とする決算とされており、十分に認定に値する内容であることを申し上げ、賛成の討論とさせていただきます。

議長（石黒永剛君） ほかに討論の方ありませんか。

ないようですので、これで本案についての討論を終結します。

これより認定第 2 号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。

認定第 2 号に対する委員長の報告は、認定であります。委員長の報告どおり、認定することに賛成の方、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（石黒永剛君） 挙手、多数です。よって認定第 2 号、平成 25 年度佐用町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定されました。

続いて認定第 3 号、平成 25 年度佐用町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長報告に対する討論を行います。

まず、原案に対する反対の方は、ありますか。

〔金谷君 挙手〕

議長（石黒永剛君） はい、金谷君。

8 番（金谷英志君） 認定第 3 号、平成 25 年度佐用町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定の反対討論を行います。

後期高齢者医療制度は、75 歳以上の高齢者を別枠の医療保険に囲い込み、診療報酬も別立てにすることで安上がりの医療を押しつけ、医療費削減を目的につくられた制度であります。

この制度自体に問題があることと、広域連合議会で町長は保険料の引き下げ、県独自の減免制度の創設、医療費の一部負担、無料化などを求めた請願に反対し、加入者の負担軽減に背を向けています。

また、2 年ごとに見直される保険料は、24 年度から 6.09 パーセント引き上げられました。年金は削減される一方、制度発足以来、保険料は引き上げられており、高額保険料の据え置きは高齢者にとって死活問題であることを指摘して、反対討論といたします。

議長（石黒永剛君） 次に、賛成討論の方、ありますか。ほかにありませんか。

ないようですので、これで本案についての討論を終結します。

これより認定第 3 号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。

認定第 3 号に対する委員長の報告は、認定であります。委員長の報告どおり、認定することに賛成の方、挙手願います。

[賛成者 挙手]

議長（石黒永剛君） 挙手、多数です。よって認定第 3 号、平成 25 年度佐用町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定されました。

続いて認定第 4 号、平成 25 年度佐用町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長報告に対する討論を行います。

まず、原案に対し反対の討論の方は、ありますか。

[金谷君 挙手]

議長（石黒永剛君） 金谷英志君。

8 番（金谷英志君） 認定第 4 号、平成 25 年度介護保険特別会計決算認定の反対討論を行います。

介護保険料は、第 5 期事業計画により 42 パーセントも引き上げが行われたため、兵庫県下は平均の月額基準 4,998 円を超えてしまいました。年金が引き下げられる中、高齢者の負担は深刻であります。

保険料の引き下げには、一義的には国庫支出金の増額が求められますが、要介護状態にならない介護予防施策の推進と、一般会計からの繰入で高齢者の負担軽減に真摯に取り組むべきでした。

また、本決算の会計処理は、一般会計でも申し上げたとおり、地方自治法第 220 条に反する経費の流用が行われており違法なものであります。

以上、反対討論といたします。

議長（石黒永剛君） 次に、賛成討論の方、ありますか。ほかにありませんか。
ないようですので、これで本案についての討論を終結します。
これより認定第4号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。
認定第4号に対する委員長の報告は、認定であります。委員長の報告どおり、認定することに賛成の方、挙手願います。

[賛成者 挙手]

議長（石黒永剛君） 挙手、多数です。よって認定第4号、平成25年度佐用町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定されました。
続いて認定第5号、平成25年度佐用町朝霧園特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長報告に対する討論を行います。討論はありますか。

[討論なし]

議長（石黒永剛君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。
これより認定第5号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。
認定第5号に対する委員長の報告は、認定であります。委員長の報告どおり、認定することに賛成の方、挙手願います。

[賛成者 挙手]

議長（石黒永剛君） 挙手、全員です。よって認定第5号、平成25年度佐用町朝霧園特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定されました。
続いて認定第6号、平成25年度佐用町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長報告に対する討論を行います。討論はありますか。

[討論なし]

議長（石黒永剛君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。
これより認定第6号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。
認定第6号に対する委員長の報告は、認定であります。委員長の報告どおり、認定することに賛成の方、挙手願います。

[賛成者 挙手]

議長（石黒永剛君） 挙手、全員です。よって認定第6号、平成25年度佐用町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定されました。
続いて認定第7号、平成25年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長報告に対する討論を行います。討論はありますか。

[討論なし]

議長（石黒永剛君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。
これより認定第7号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。

認定第7号に対する委員長の報告は、認定であります。委員長の報告どおり、認定することに賛成の方、挙手願います。

[賛成者 挙手]

議長（石黒永剛君） 挙手、全員です。よって認定第7号、平成25年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定されました。

続いて認定第8号、平成25年度佐用町生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長報告に対する討論を行います。討論はありますか。

[討論なし]

議長（石黒永剛君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。

これより認定第8号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。

認定第8号に対する委員長の報告は、認定であります。委員長の報告どおり、認定することに賛成の方、挙手願います。

[賛成者 挙手]

議長（石黒永剛君） 挙手、全員です。よって認定第8号、平成25年度佐用町生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定されました。

続いて認定第9号、平成25年度佐用町西はりま天文台公園特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長報告に対する討論を行います。討論はありますか。

[討論なし]

議長（石黒永剛君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。

これより認定第9号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。

認定第9号に対する委員長の報告は、認定であります。委員長の報告どおり、認定することに賛成の方、挙手願います。

[賛成者 挙手]

議長（石黒永剛君） 挙手、全員です。よって認定第9号、平成25年度佐用町西はりま天文台公園特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定されました。

続いて認定第10号、平成25年度佐用町笹ヶ丘荘特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長報告に対する討論を行います。討論はありますか。

[討論なし]

議長（石黒永剛君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。

これより認定第10号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。

認定第10号に対する委員長の報告は、認定であります。委員長の報告どおり、認定することに賛成の方、挙手願います。

[賛成者 挙手]

議長（石黒永剛君） 挙手、全員です。よって認定第 10 号、平成 25 年度佐用町笹ヶ丘
荘特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定されました。

続いて認定第 11 号、平成 25 年度佐用町歯科保健特別会計歳入歳出決算の認定につ
いて、委員長報告に対する討論を行います。討論はありますか。

[討論なし]

議長（石黒永剛君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。

これより認定第 11 号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。

認定第 11 号に対する委員長の報告は、認定であります。委員長の報告どおり、認定す
ることに賛成の方、挙手願います。

[賛成者 挙手]

議長（石黒永剛君） 挙手、全員です。よって認定第 11 号、平成 25 年度佐用町歯科保
健特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定されました。

続いて認定第 12 号、平成 25 年度佐用町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定に
ついて、委員長報告に対する討論を行います。討論はありますか。

[討論なし]

議長（石黒永剛君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。

これより認定第 12 号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。

認定第 12 号に対する委員長の報告は、認定であります。委員長の報告どおり、認定す
ることに賛成の方、挙手願います。

[賛成者 挙手]

議長（石黒永剛君） 挙手、全員です。よって認定第 12 号、平成 25 年度佐用町宅地造
成事業特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定されました。

続いて認定第 13 号、平成 25 年度佐用町石井財産区特別会計歳入歳出決算の認定につ
いて、委員長報告に対する討論を行います。討論はありますか。

[討論なし]

議長（石黒永剛君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。

これより認定第 13 号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。

認定第 13 号に対する委員長の報告は、認定であります。委員長の報告どおり、認定す
ることに賛成の方、挙手願います。

[賛成者 挙手]

議長（石黒永剛君） 挙手、全員です。よって認定第 13 号、平成 25 年度佐用町石井財産区特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定されました。

続いて認定第 14 号、平成 25 年度佐用町農業共済事業特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長報告に対する討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（石黒永剛君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。

これより認定第 14 号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。

認定第 14 号に対する委員長の報告は、認定であります。委員長の報告どおり、認定することに賛成の方、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（石黒永剛君） 挙手、全員です。よって認定第 14 号、平成 25 年度佐用町農業共済事業特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定されました。

続いて認定第 15 号、平成 25 年度佐用町水道事業会計決算の認定について、委員長報告に対する討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（石黒永剛君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。

これより認定第 15 号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。

認定第 15 号に対する委員長の報告は、認定であります。委員長の報告どおり、認定することに賛成の方、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（石黒永剛君） 挙手、全員です。よって認定第 15 号、平成 25 年度佐用町水道事業会計決算の認定については、原案のとおり認定されました。

日程第 19. 閉会中の常任委員会所管事務調査について

議長（石黒永剛君） 続いて日程第 19 に入ります。

日程第 19 は、閉会中の委員会所管事務調査等についてであります。

お諮りします。閉会中の各委員会の所管事務調査及び継続調査については、別紙、申し出のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石黒永剛君） ご異議なしと認めます。よって、閉会中の各委員会の所管事務調査及び継続調査については、別紙申し出のとおり決定いたしました。

日程第 20. 議員派遣について

議長（石黒永剛君） 続いて、日程第 20、議員派遣の件を議題といたします。
お諮りします。議員の派遣については、別紙記載のとおり派遣することにしたいと思
います。なお、派遣の内容に変更が生じた場合は、議長に一任願いたいと思います。ご異議
ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石黒永剛君） ご異議なしと認めます。よって、議員派遣の件については、別紙に
記載のとおり派遣することに決定しました。

議長（石黒永剛君） 以上で、本日の日程は終了しました。
お諮りします。これをもちまして今期定例会に付議されました案件は、全て終了しまし
たので、閉会したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石黒永剛君） ご異議なしと認めます。よって、第 61 回佐用町議会定例会はこれ
をもって閉会いたします。

閉会にあたり、一言、御挨拶を申し上げます。

今期定例会は、9月8日を開会日とし、日程を 23 日間と定め、本日閉会の運びとなり
ました。

その間、平成 25 年度決算認定等、多くの案件をご審議賜り、誠にありがとうございました。
特に、決算特別委員会の平岡委員長、加古原副委員長には、大変、尽力いただきあ
りありがとうございました。また、町当局におかれましても、適切な答弁・資料等の提出をい
ただき、厚くお礼申し上げます。

次の 12 月定例会は、ただ今増築中の新庁舎議場での開催となる予定であります。この
議場も、合併以来丸 9 年、佐用町の最終意思決定機関の場として、その役目を終えること
になりました。

合併前から、旧佐用町議会の議場として、50 年の永きに亘り、その務めを果たし得た
ことを考える時、感慨深いものを覚えます。

さて、いよいよ季節は秋たけなわ。議員各位におかれましては、ますます議員活動に精
励されますことを希望いたします。

また、町当局におかれましても、町発展のために一層ご尽力いただきますことを心から
お願いいたしまして、閉会の御挨拶といたします。

なお、ここでご報告事項がございます。

先般、全国町村議会議長会から連絡がありまして、西岡 正議員が、10 月 3 日に、総
務大臣表彰をお受けになることが決定いたしました。これは、永年、議会議長として地方
自治の発展に貢献され、その功績が認められた賜物であります。

西岡 正議員、おめでとうございます。

〔拍 手〕

12 番（西岡 正君） ありがとうございます。

議長（石黒永剛君） それでは、町長、御挨拶願います。

町長（庵途典章君） それでは、第 61 回定例会の閉会にあたりまして、お礼の御挨拶をさせていただきます。

まずは、本議会にも 25 年度の決算並びに多くの議案を提案させていただきました。それぞれ慎重にご審議をいただきまして、全て原案どおり議決、決定をいただきまして誠にありがとうございます。

特に、25 年度の決算にあたりましては、監査委員の監査並びに意見書をいただき、本議会におきまして、それぞれ慎重に審査をいただきまして、全て決算書どおり認定をいただきました。

これをもって、25 年度を無事締めることができましたことを、改めて厚くお礼を申し上げます。

監査委員からいただきました意見書並びに本議会におきまして審査をいただきました中で、それぞれいただきました意見につきましては、今後の執行に当たりまして、十分に生かさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお礼を申し上げます。

これで 26 年度も半期が今日で終わります。今議会におきましても補正予算、また、工事の請負契約等の議決もいただきました。残された 26 年度半期、今後、確実に執行ができるように努力をこれからも続けてまいりたいと思っております。引き続きのご支援をよろしくお願いいたします。

今、議長から御挨拶ありましたけれども、庁舎の増築工事も概ね順調に進んでおります。次の 12 月議会には新しい議場に移るということで、これに間に合わせるために、今、工事のほうを全力で進めておりますけれども、また、引き続き、今年度、次々といろいろな予定もしております。課題もたくさん残っております。できる限り、確実に予定どおり進めていけるように頑張りたいと思いますので、よろしくお礼申し上げます。

季節も非常によくなってまいりました。先般、28 日には各小学校の運動会、快晴の中、秋日和の中で運動会を行うことができました。

特に、上月地区の 3 校につきましては、来年 27 年度の統合に向けて、各学校最後の運動会という形で記念運動会、地域を挙げて本当ににぎやかな、また、いろいろな工夫をして立派な運動会を催していただくことができました。

そのほかの学校におきましても、子供たち非常に元気で、本当にいい運動会、思いでに残る運動会ができたと思います。

議員各位におかれましても、それぞれ、暑い中ご出席をいただきまして誠にありがとうございました。

10 月に入りこれから秋本番を迎えます。季節も非常にいい季節であります。ますます元気でご活躍をいただきますように、そして、町発展のためにご支援いただきますように、よろしくお願い申し上げます。お礼の御挨拶にさせていただきます。

誠にありがとうございました。

議長（石黒永剛君） ありがとうございました。

それでは、皆さん、御苦労さんでした。これをもちまして、閉会いたします。